**科学研究費助成事業「研究計画調書点検票」（基盤・若手研究用）**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者名 |  |

実際の審査では、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「２段階書面審査」が行われます。

◇審査においては、審査区分として「小区分」が適用されます。

◇１段階目の審査では、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に対する絶対評価を行った上で、４段階による総合評点が相対的な評価に基づいて付されます。

◇２段階目の審査では、同一の審査委員が、１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった研究課題（採択予定件数付近の研究課題など）について、新たに２段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（１段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点が付されることになります。研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定されます。

|  |
| --- |
| 点検方法　**① 〔評定要素〕に基づき、（１）～（３）について４段階評価を行ってください。**  **② ４段階の評価をもとに表１に基づき総合評点を付してください。また、当該研究課題の長所と短所を中心としたコメントを記入してください。**  **③ 〔その他の評価項目〕「研究費の妥当性」について評価を行ってください。**  **④ 留意事項（１）・（２）について必要に応じてコメントを記入してください。**  **⑤ 評価後、申請者へ結果をフィードバックしてください。** |

**①〔評定要素〕に基づき、（１）～（３）について４段階評価を行ってください。**

〔評定要素〕

【研究計画の内容に関する評定要素】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（１）**  **研究課題の学術的重要性** | 評点 | **４ ： 優れている**  **該当する「評点」に○を付してください。**  「やや不十分である」「不十分である」を選択した場合は、どの「点検項目」が該当するか点検項目欄にチェックを入れ、具体的な内容をコメント欄に記載してください。  **３ ： 良好である**  **２ ： やや不十分である**  **１ ： 不十分である** |
| 点検項目 | □　学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。 |
| □　研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。  ※学術的「問い」とは、当該研究課題を遂行することによって、学術的に解明したい謎（知りたいこと）や、学術的に解決したい課題を指します。 |
| □　研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。 |
| □　本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。 |
| コメント |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（２）**  **研究方法の妥当性** | 評点 | **４ ： 優れている**  **該当する「評点」に○を付してください。**  「やや不十分である」「不十分である」を選択した場合は、どの「点検項目」が該当するか点検項目欄にチェックを入れ、具体的な内容をコメント欄に記載してください。  **３ ： 良好である**  **２ ： やや不十分である**  **１ ： 不十分である** |
| 点検項目 | □　研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。 |
| □　 研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。 |
| コメント |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（３）**  **研究遂行能力及び研究環境の適切性** | 評点 | **４ ： 優れている**  **該当する「評点」に○を付してください。**  「やや不十分である」「不十分である」を選択した場合は、どの「点検項目」が該当するか点検項目欄にチェックを入れ、具体的な内容をコメント欄に記載してください。  **３ ： 良好である**  **２ ： やや不十分である**  **１ ： 不十分である** |
| 点検項目 | □　これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。 |
| □　研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。 |
| コメント |  |

【研究課題の国際性に関する評定要素】

|  |  |
| --- | --- |
| 評点 | **４ ： 優れている**  **該当する「評点」に○を付してください。**  「やや不十分である」「不十分である」を選択した場合は、どの「点検項目」が該当するか点検項目欄にチェックを入れ、具体的な内容をコメント欄に記載してください。  **３ ： 良好である**  **２ ： やや不十分である**  **１ ： 不十分である** |
| 点検項目 | □　本研究課題の遂行によって、国際性（将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等）を発揮することが期待できるか。 |
| コメント |  |

**②４段階の評価をもとに表１に基づき総合評点を付してください。また、当該研究課題の長所と短所を中心としたコメントを記入してください。**

実際の審査の「１段階目の審査」と同様に、各研究課題の採択について、上記（１）～（３）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、４段階評価を行い、総合評点を付してください。なお、実際の審査では、表１右欄の評点分布に従って総合評点を付すことになっています。

また、研究課題の長所と短所を中心としてコメントを記入してください。

※研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととされているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。

　表1

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評点区分 | 評定基準 | 評点分布の目安 |  | 本申請書の総合評点 |
| ４ | 非常に優れている | １０％ |  |  |
| ３ | 優れている | ２０％ |  |
| ２ | 普通 | ４０％ |  |
| １ | 劣っている | ３０％ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 長所と短所を中心としたコメント |  |

**③〔その他の評価項目〕「研究費の妥当性」について評価を行ってください。**

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。

実際の審査では、「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **研究経費の妥当性**  ※予算等の関係により、ほとんどの研究課題において下のように研究経費を減額して交付内定が行われます。  実際の審査ではこの項目で、平均的な充足率でよいか、充足率を高めるべきか、低くすべきかを審査します。 | 評点 | **研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合は左の枠内に「×」を付してください。**  「×」を付した場合は、どの「点検項目」が該当するか具体的な内容をコメント欄に記載してください。 |
| □ 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。 |
| □ 設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。 |
| □ 研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。 |
| コメント |  |

**④留意事項（１）・（２）について必要に応じてコメントを記載してください。**

**（１）「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて**

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとなっています。明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した場合には、その根拠を「コメント」欄に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）  「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて | コメント |  |

**（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて**

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目としては考慮されませんが、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （２）  「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて  （人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題が対象） | コメント |  |